

瑞穂町 通学路安全対策に関する基本的な取組の方針

■ 取組方針

通学路における交通安全の確保については、平成24年度に実施した緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な点検等、PDCA サイクルでの継続した取組を推進することが重要であるとされている。

そこで、関係機関の連携体制を継続して維持し、必要に応じて互いに協力して、通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

■ 連携体制

関係機関の連携を図るため、緊急合同点検時に構築した連絡体制を継続して運用する。なお、合同点検の実施や対策の検討等については、必要に応じて学校関係者、交通管理者、道路管理者等を招集し、協議・調整等を行うものとする。

瑞穂町教育部教育課学務係

平成26年12月8日

※なお本方針は、現段階における関係者間の推進・連携体制の存在を示すものであるが、今後の合同点検等の際には従来通り各関係者と個別に調整の上実施するものとする。

令和6年度 通学路等における合同点検実施要領

1 目的

町では子供たちが安心・安全に通学できるよう危険箇所を中心に通学路等での合同点検を、以下の内容により実施するものです。

2 実施対象

各小学校の通学路及び通学路以外で児童が一人でも通る道路

3 実施機関

学校・保護者・PTA、福生警察署、西多摩建設事務所
庁内部局（安全・安心課、建設課、子育て応援課）

4 実施内容

- (1) 学校・保護者等により抽出された危険箇所を精査し実施通知を作成
- (2) 合同点検の実施
- (3) 確認事項の報告

5 実施予定日

9月中旬から9月下旬にかけて各学校半日程度実施。実施後点検事項の確認及び対策について協議。

6 事務局

教育委員会 教育部 学校教育課 学務係

7 今後の予定

- 6月 校長会及び副校長会にて通学路等における合同点検実施について説明、各校へ危険箇所の抽出依頼
- 8月 実施機関に依頼及び日程調整
- 9月 合同点検実施
- 10月以降 校長会等で確認事項の報告